

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 三木市・吉川町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定により、三木市・吉川町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、三木市・吉川町合併協議会の幹事長及び事務局長(以下「幹事長等」という。)の指示を受け、三木市・吉川町合併協議会幹事会に提案する必要な事項について、専門的に調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び分科会に属する三木市、吉川町の職員をもって組織する。

2 部会は、別表に掲げる部会に属する分科会で組織する。

3 分科会は、別表に掲げる三木市及び吉川町の事務担当所管課で組織する。

(役員)

第4条 専門部会の各部会に部会長及び副部会長を置く。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 部会長、副部会長、分科会長及び副分科会長は、三木市・吉川町合併協議会幹事会が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 分科会長は分科会を統括する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長等の要請により、又は部会長及び分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 分科会長は、分科会の議長となる。

4 部会長又は分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

5 部会又は分科会は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、調整経過及び結果について、幹事長等に報告するものとする。

2 分科会長は、調整経過及び結果について、部会及び幹事長等に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
企画部会	企画分科会	企画政策課	企画調整課 総務財政課 教育総務課 国体推進課 地域振興課
	情報システム分科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 学校教育課 教育総務課 健康福祉課 生涯学習課 上下水道課 地域振興課
	国体分科会	国体準備室	国体推進課
総務部会	総務・人事分科会	総務課 秘書課	総務財政課 企画調整課 生涯学習課 出納室
	財政・管財分科会	財政課 会計室 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課
	税分科会	税務課	総務財政課
	出納分科会	会計室	出納室 総務財政課
	監査・公平分科会	監査委員・公平委員会 事務局	監査公平委員会事務局 総務財政課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
住民生活部会	住民分科会	市民課 斎場建設室	住民生活課
	交通・防犯・環境分科会	生活安全課 環境課 環境施設課	住民生活課 上下水道課 地域振興課 健康福祉課 総務財政課
健康福祉部会	健康分科会	健康課 福祉課	健康福祉課 住民生活課 上下水道課 企画調整課
	福祉分科会	福祉課 さつき園	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課 総務財政課
	国保・介護保険分科会	国保介護課 健康課 税務課	住民生活課 健康福祉課 総務財政課
	子育て分科会	子育て支援室 保育所	健康福祉課

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
産業経済部会	農林分科会	農業振興課 農業委員会事務局 財政課	地域振興課 上下水道課 農業委員会事務局
	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 地域振興課 国体推進課
建設部会	建設分科会	土木課 県事業プロジェクト推 進室 建築課	地域振興課 企画調整課
	都市計画分科会	都市整備課	地域振興課 企画調整課 国体推進課
	下水道分科会	下水道課	上下水道課
教育部会	総務分科会	教育委員会総務課	教育総務課 健康福祉課 学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課	学校教育課 教育総務課
	社会教育・公民館分科会	社会教育課 図書館 公民館 体育青少年課 企画政策課	生涯学習課 国体推進課
	体育・青少年分科会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課 国体推進課
消防・防災部会	消防・防災分科会	企画政策課 消防本部	住民生活課
上水道部会	水道分科会	水道部	上下水道課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
人権・同和部会	人権・同和分科会	人権尊重推進室 人権教育推進室 総合隣保館	住民生活課 生涯学習課 健康福祉課